

# 競 技 運 營 要 項

## 社会人サッカー連盟競技運営要項

大会名	山梨県社会人リーグ	山梨県社会人サッカー選手権大会兼川手杯争奪大会 (全国社会人サッカー選手権大会関東予選代表決定戦)
主 催	(一社) 山梨県サッカー協会	(一社) 山梨県サッカー協会
主 管	山梨県社会人サッカー連盟	山梨県社会人サッカー連盟
後 援		山梨日日新聞社
参加資格	<p>(1) 社会人サッカー連盟規約第7条・社会人サッカー連盟競技運営規定第4条～第6条の団体・チーム及び選手であること。</p> <p>(2) 当該年度第1種登録した団体・チーム及び選手であること。</p> <p>(3) 社会人リーグは、1部8チーム、2部8チームを基本として、3部は登録チーム数によりパート数及びチーム数を決定する。リーグの成績の結果により、入替えを行う。[入替え規定]尚、同一大学のサッカー部に所属する選手で構成する複数のチームがある場合は、各カテゴリー（1部～3部）最大2チームまでの登録とする。</p>	<p>(公財) 日本サッカー協会に加盟登録した第1種登録チームであり、次の資格を有する者に限る。</p> <p>(1) 本年度の加盟登録手続きを完了し、登録料が納入済みであること。</p> <p>(2) 参加は、1部と2部・3部でクラブ選手権大会に参加していないチーム。</p> <p>(3) 外国籍選手は5名までエントリーを認め、常時3名が試合に出場できる。</p> <p>(4) 参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ社会人サッカー連盟に意見を求めること。</p>
試合方法	<p>(1) 試合方法：リーグ方式</p> <p>(2) 試合時間：1部は90分、2部・3部は80分、とし、延長戦は行わない。</p> <p>(3) 競技規則：当該年度（公財）日本サッカー協会制定の競技規則による。</p> <p>(4) 交代選手：5名までとし、あらかじめ出場選手リストに交代要員として記入された7名からでなければならない。</p> <p>(5) 交代回数：ハーフタイムを除き3回</p> <p>(6) ベンチ：ベンチ入り人数は、監督及び役員が6名、交代要員7名の13名とする。</p>	<p>(1) 試合方法：トーナメント方式</p> <p>(2) 試合時間：80分とし、勝敗が決しない場合はPK方式により次戦進出チームを決定する。ただし、決勝戦のみ勝敗が決しない場合は、20分の延長戦を行いなお、勝敗が決しない場合は、PK方式により勝者を決定する。</p> <p>(3) 競技規則：当該年度（公財）日本サッカー協会制定の競技規則による。</p> <p>(4) 交代選手：5名までとし、あらかじめ出場選手リストに交代要員として記入された7名からでなければならない</p> <p>(5) 交代回数：ハーフタイムを除き3回</p> <p>(6) ベンチ：ベンチ入り人数は、監督及び役員が6名、交代要員7名の13名とする。</p>
留意事項	<p>(1) 「社会人サッカー連盟競技運営規定」を遵守すること。</p> <p>(2) 試合会場の設営、片付け等は、各リーグ及び各パートで自主的に行うこと。</p> <p>(3) 試合球は持ち寄りとする。</p> <p>(4) 借用施設の利用規則を遵守すること。 (ゴミの持ち帰り・禁煙等)</p>	<p>(1) 準決勝、決勝戦については、マッチコミッショナーを置き、試合開始予定時間の60分前にマッチミーティングを実施して、ユニフォーム、メンバー表、選手証等のチェック、その他運営方法の確認を行う。</p> <p>(2) 参加チームはユニフォーム（シャツ・ショート・ストッキング）を必ず正・副2着用すること。（GKも同様）</p> <p>(3) 当該年度選手証を持参すること。選手証（免許証等の提示は認めない）</p> <p>(4) 競技者の安全のために一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープ等の使用も不可とする。したがって装身具を着用している場合は試合に出場できない。</p>

留意事項		<p>(1) ストッキングの外部にテープを着用する場合、着用する部分のストッキングと同色か、透明でなければならない。</p> <p>(2) アンダーショーツやタイツを着用する場合長さにかかわらず、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。(同系色は認めない)</p> <p>(3) ベンチは、本部席からグラウンド向かって左側を、試合日程表の左側に記載されたチームが使用すること。</p> <p>(4) 借用施設の利用規則を遵守すること。 (ゴミの持ち帰り・禁煙等)</p>
順位決定	<p>(1) リーグの順位は、試合の勝者は3点、引き分けは1点、敗者は0点とし、勝点が多い順に順位を決定する。ただし、勝点合計が同一の場合は、以下の順序により決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全試合のゴールディファレンス</li> <li>② 全試合の総得点数</li> <li>③ 当該チームの対戦成績</li> <li>④ 勝者の数</li> <li>⑤ 順位決定戦(順位決定戦は、昇格、降格を決定する時のみ再試合を行う。なお、引き分けの場合は、PK方式によって決定する。(1試合))</li> </ol>	
勝者の権利	<p>各リーグ・パートの優勝チームは次の権利を得る。</p> <p>(1) 1部：優勝チームは、関東社会人サッカー大会への出場権を得る。ただし、優勝チームが辞退した場合は、次に続く上位チームがこの権利を得る。</p> <p>(2) 2部リーグ～3部リーグの勝者については、入替え規定による。</p>	<p>(1) 優勝チームは、山梨県代表として翌年度の全国社会人サッカー選手権大会関東予選大会への出場権を得る。</p>
入替え	<p>(1) 各リーグの入替えについては、入替え規定による。</p>	
審判員	<p>(1) 各リーグ・パートは、社会人サッカー連盟競技運営規定第2章第4条2により登録した審判員でリーグ戦を自主的に行うこと。ただし、自主的に実施できないリーグ及びパートは、その旨を文書により運営委員会に申請すること。</p> <p>(2) 運営委員会は、(1)の申請がある時は、社会人連盟審判部と協議を行い、申請に対応すること。原則として、各リーグ及びパートは、派遣された審判員に交通費等を支払うこと。</p> <p>(3) 社会人サッカー連盟に登録された審判員は、(一社)山梨県サッカー協会審判委員会の定める資格試験を受けた後、各級の資格を取得するものとする。</p> <p>(4) 各リーグのチーム帯同審判員は、社会人サッカー連盟競技運営規定第2章第4条2による。</p>	<p>(1) (一社)山梨県サッカー協会及び山梨県社会人サッカー連盟からの派遣審判員が行う。なお、各試合の主審については、極力3級審判員が行うこと。</p>
罰則	<p>(1) 違反行為は、規律委員会で内容を審議し、社会人サッカー連盟懲罰基準を適用し、処分を決定する。</p> <p>(2) 懲戒処分の対象になる行為があった場合、議長及び運営担当者は、その旨を速やかに規律委員会に文書で報告すること。(審判報告書、重要事項報告書、警告・退場報告書の送付)</p>	<p>(1) 違反行為は、規律委員会で内容を審議し、社会人サッカー連盟懲罰基準を適用し、処分を決定する。</p> <p>(2) 懲戒処分の対象になる行為があった場合、運営担当者は、その旨を速やかに規律委員会に文書で報告すること。(審判報告書、重要事項報告書、警告・退場報告書の送付)</p>

大会名	山梨県社会人サッカー選手権大会 (天皇杯全日本サッカー選手権山梨県代表決定戦)	山梨県クラブチームサッカー選手権大会 (全国クラブチーム選手権関東大会山梨県代表決定戦)
主催	(一社) 山梨県サッカー協会	(一社) 山梨県サッカー協会
主管	山梨県社会人サッカー連盟	山梨県社会人サッカー連盟
後援	・共同通信社・山梨日日新聞社・山梨放送	(株) モルテン・(一社) 共同通信社
参加資格	(公財) 日本サッカー協会に加盟登録した第1種チームであり、次の資格を有する者に限る。 (1) 本年度の加盟登録手続きを完了し、登録料が納入済みであること。 (2) 参加チームは、以下のチームとする。 (最大12チーム) ・ 関東社会人リーグ所属のチーム ・ 1部のリーグ8チーム ・ 2部のリーグ戦上位2チーム ・ 3部のリーグ戦上位2チーム、または、各パート1位のチーム (3) 外国籍選手は5名までエントリーを認め、常時3名が試合に出場できる。 (4) 参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ社会人サッカー連盟に意見を求めること。	(公財) 日本サッカー協会に加盟登録した第1種登録チームであり、次の資格を有する者に限る。 (1) 本年度の加盟登録手続きを完了し、登録料が納入済みであること。 (2) 参加チームは、2・3部リーグのチームとする。ただし、企業・自治体職員・大学の単独チームの参加は認めない。 (3) 外国籍選手は5名までエントリーを認め、常時3名が試合に出場できる。 (4) 参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ社会人サッカー連盟に意見を求めること。
試合方法	(1) 試合方法：トーナメント方式 (2) 試合時間：90分とし、勝敗が決しない場合はPK方式により次戦進出チームを決定する。又、決勝戦のみ勝敗が決しない場合は、20分の延長戦を行い、なお勝敗が決しない場合は、PK方式により勝者を決定する。 (3) 競技規則：当該年度(公財)日本サッカー協会制定の競技規則による。 (4) 交代選手：5名までとし、あらかじめ出場選手リストに交代要員として記入された7名からでなければならない。 (5) 交代回数：ハーフタイムを除き3回 (6) ベンチ：ベンチ入り人数は、監督及び役員が6名、交代要員7名の13名とする。	(1) 試合方法：トーナメント方式 (2) 試合時間：70分とし、勝敗が決しない場合はPK方式により次戦進出チームを決定する。ただし、決勝戦のみ勝敗が決しない場合は、20分の延長戦を行いなお、勝敗が決しない場合は、PK方式により勝者を決定する。 (3) 競技規則：当該年度(公財)日本サッカー協会制定の競技規則による。 (4) 交代選手：5名までとし、あらかじめ出場選手リストに交代要員として記入された7名からでなければならない。 (5) 交代回数：ハーフタイムを除き3回 (6) ベンチ：ベンチ入り人数は、監督及び役員が6名、交代要員7名の13名とする。
留意事項	(1) 準決勝、決勝戦については、マッチコミッショナーを置き、試合開始予定時間の60分前にマッチミーティングを実施して、ユニフォーム、メンバー表、選手証等のチェック、その他運営方法の確認を行う。 (2) 参加チームはユニフォーム(シャツ・ショート・ストッキング)を必ず正・副2着用意すること。(GKも同様) (3) 当該年度選手証を持参すること。選手証が提示できない場合は試合に出場することはできない。又、写真がない場合及び貼付されていない場合も同様とする。 (免許証等の提示は認めない)	(1) 準決勝、決勝戦については、マッチコミッショナーを置き、試合開始予定時間の60分前にマッチミーティングを実施して、ユニフォーム、メンバー表、選手証等のチェック、その他運営方法の確認を行う。 (2) 参加チームはユニフォーム(シャツ・ショート・ストッキング)を必ず正・副2着用意すること。(GKも同様) (3) 当該年度選手証を持参すること。選手証が提示できない場合は試合に出場することはできない。又、写真がない場合及び貼付されていない場合も同様とする。 (免許証等の提示は認めない)

留意事項	<p>(4) 競技者の安全のために一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープ等の使用も不可とする。したがって装身具を着用している場合は試合に出場できない。</p> <p>(5) ストッキングの外部にテープを着用する場合、着用する部分のストッキングと同色か透明でなければならない。</p> <p>(6) アンダーショーツやタイツを着用する場合長さにかかわらず、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。(同系色は認めない)</p> <p>(7) ベンチは、本部席からグラウンド向かって左側を、試合日程表の左側に記載されたチームが使用すること。</p> <p>(8) 借用施設の利用規則を遵守すること。(ゴミの持ち帰り・禁煙等)</p>	<p>(4) 競技者の安全のために一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープ等の使用も不可とする。したがって装身具を着用している場合は試合に出場できない。</p> <p>(5) ストッキングの外部にテープを着用する場合、着用する部分のストッキングと同色か透明でなければならない。</p> <p>(6) アンダーショーツやタイツを着用する場合長さにかかわらず、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。(同系色は認めない)</p> <p>(7) ベンチは、本部席からグラウンド向かって左側を、試合日程表の左側に記載されたチームが使用すること。</p> <p>(8) 借用施設の利用規則を遵守すること。(ゴミの持ち帰り・禁煙等)</p>
勝者の権利	<p>(1) 優勝チームは、山梨県代表として天皇杯全日本サッカー選手権大会への出場権を得る。</p>	<p>(1) 優勝チームは、山梨県代表として全国クラブチームサッカー選手権関東大会への出場権を得る。</p>
審判員	<p>(1) (一社) 山梨県サッカー協会及び山梨県社会人サッカー連盟からの派遣審判員が行う。なお、各試合の主審については、3級審判員が行うこと。</p>	<p>(1) (一社) 山梨県サッカー協会及び山梨県社会人サッカー連盟からの派遣審判員が行う。なお、各試合の主審については、極力3級審判員が行うこと。</p>
罰則	<p>(1) 違反行為は、規律委員会で内容を審議し、社会人サッカー連盟懲罰基準を適用し、処分を決定する。</p> <p>(2) 懲戒処分の対象になる行為があった場合、運営担当者は、その旨を速やかに規律委員会に文書で報告すること。(審判報告書、重要事項報告書、警告・退場報告書の送付)</p>	<p>(1) 違反行為は、規律委員会で内容を審議し、社会人サッカー連盟懲罰基準を適用し、処分を決定する。</p> <p>(2) 懲戒処分の対象になる行為があった場合、運営担当者は、その旨を速やかに規律委員会に文書で報告すること。(審判報告書、重要事項報告書、警告・退場報告書の送付)</p>